諮問番号：令和４年度諮問第３７号

答申番号：令和４年度答申第４５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇○〇○〇○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年６月１７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

 審査請求人は、令和２年６月３日付けで、処分庁に対し、マスクの購入費用の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を行った。

　　通院にマスクが必要であるにもかかわらず、本件申請を却下することはおかしい。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人は、処分庁に対しマスクの購入費用の支給を求める本件申請を行ったことが認められる。

　　　また、処分庁は、審査請求人に対し、令和２年６月１７日付けで、法第１１条に定められた扶助の対象になっていないとして本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、通院にマスクが必要であるのに却下することはおかしい旨主張する。

　　　生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第７の１のとおり、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであり、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要は全て賄うべきものであるとされている。

　　　また、臨時的最低生活費は、次官通知第７の２の（１）から（３）までに掲げられた特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであるとされている。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきものであるとされている。

　　　マスクの購入費用については、臨時的最低生活費として定めた規定はなく、次官通知第７の２の（１）から（３）までのいずれにも該当せず、特別の需要にあたらないことから、経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものであり、本件処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

　　　また、処分庁は、審査請求人から本件申請を受けた後、ケース診断会議により組織的に検討し、本件処分を行ったことが認められ、本件処分に係る処分庁の手続も違法又は不当な点は認められない。

（３）以上のとおり、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分について、取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和５年１月　４日　　諮問書の受領

令和５年１月　６日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：１月２０日

口頭意見陳述申立期限：１月２０日

令和５年１月１９日　　第１回審議

令和５年２月　９日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第１１条第１項は、「保護の種類は、次のとおりとする。一　生活扶助　二　教育扶助　三　住宅扶助　四　医療扶助　五　介護扶助　六　出産扶助　七　生業扶助　八　葬祭扶助」と定めている。

（３）法第１２条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。　一　衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの　二　移送」と定めている。

（４）次官通知第７は、最低生活費の認定について、「最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。」とし、次官通知第７の１において、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）次官通知第７の２は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」とし、次に掲げる特別の需要として（１）から（３）を示し、（１）は、「出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」と、（２）は、「日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要」と、（３）は、「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２８年２月１２日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和２年６月３日付けで、審査請求人は、本件申請を行った。

（３）令和２年６月１０日、処分庁は、本件申請に係るケース診断会議を開催し、本件申請で支給を求めるマスクの購入費用は、法第１１条第１項に定められた保護の種類のいずれにも該当しないとして、本件申請を却下することとした。

（４）令和２年６月１７日付けで、処分庁は、本件申請を却下する本件処分を行った。

（５）令和２年７月１７日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、通院にマスクが必要であるにもかかわらず、本件申請を却下することはおかしい旨主張する。

　　　本件についてみると、処分庁は、本件申請を受けた後、前記２（３）のとおり、ケース診断会議を開催し、審査請求人が本件申請で支給を求めるマスクの購入費用は、法第１１条第１項に定められた保護の種類のいずれにも該当しないとして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（２）保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

経常的最低生活費については、前記１（４）のとおり、次官通知第７の１において、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであり、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要は全て賄うべきものである旨が定められている。

また、臨時的最低生活費（一時扶助費）については、前記１（５）のとおり、次官通知第７の２において、①出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、②日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要、又は、③新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要のいずれかがある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであるとされている。さらに、被服費等の日常の諸経費については、本来、経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものとされている。

上記の処理基準の内容は、法の目的（第１条）に照らして合理的なものと言える。

そして、マスクの購入費用については、次官通知第７の２で示されている特別需要のいずれにも該当せず、臨時的最低生活費（一時扶助費）として臨時的に認定されるものではなく、次官通知第７の１で示されるとおり経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものであると言えることから、本件申請を却下決定した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（３）以上のことから、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲